

# 不登校児童生徒への更なる支援 (話題提供)

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課  
生徒指導室 室長補佐 上久保 秀樹



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## <主な経歴>

- ・和歌山県教育委員会に公立学校事務職員として採用  
⇒ 小学校(2校)、中学校(1校)、養護学校(1校)

- ・和歌山県教育委員会事務局へ異動  
⇒ 県立図書館総務課(予算など)

- ・文部科学省(スポーツ・青少年局)へ割愛  
⇒ 企画・体育課(小・中・高等学校の**体育・保健体育、運動部活動**など)

- ・和歌山県教育委員会事務局へ戻る  
⇒ スポーツ課(紀の国わかやま**国体**の準備)  
高校総体推進課(**インターハイ**の準備・開催)

- ・文部科学省(初等中等教育局)へ地方教育行政実務研修  
⇒ 初等中等教育企画課(初中メルマガなど)

- ・文部科学省(初等中等教育局)へ割愛  
⇒ 初等中等教育企画課(**小中一貫教育、夜間中学、中教審初中分科会**など)

- ・文部科学省(初等中等教育局)へ転籍  
⇒ 特別支援教育課(**医療的ケア児支援**、特別支援学校設置基準の策定など)

- ・鹿児島県肝付町(教育委員会)へ地方出向  
⇒ **教育長**(1期:3年間)

- ・文部科学省(初等中等教育局)へ戻る  
⇒ 児童生徒課生徒指導室(**不登校、教育相談**など)

< (第1 ? の) ふるさと>  
平安時代のはじめに弘法  
大師によって、開かれた  
真言密教の聖地『高野山』



「ぎふ清流国体」視察

エールぎふ(岐阜市子ども・  
若者総合支援センター)視察



公設民営の教育支援センターの設置  
や幼保小中連携などに取り組む。

<第2のふるさと>  
やふさめと、ロケットの町



# 不登校の要因把握に向けた問題行動等調査の項目見直しについて

## 基本的な考え方

- ①教師の主観による回答にならないよう、不登校児童生徒に関する事実に基づき回答することとする。
  - ②複雑多様な不登校のきっかけや背景を全て報告するため複数回答形式とする。
  - ③回答に当たっては、児童生徒本人や保護者、スクールカウンセラー等への確認を推奨する。
- ※教師と児童生徒との認識のギャップは、今後も定期的に児童生徒本人も対象とした抽出調査を行い検証・是正する。

### 現行

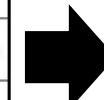
	主たるもの一つ、 それ以外に当てはまるものを二つまで		主 以外
	1	2	
学校	1 いじめ	0.2%	0.1%
	2 いじめを除く友人関係をめぐる問題	9.2%	4.0%
	3 教職員との関係をめぐる問題	1.2%	1.0%
	4 学業の不振	4.9%	7.1%
	5 進路に係る不安	0.7%	1.0%
	6 クラブ活動、部活動等への不適応	0.3%	0.4%
	7 学校のきまり等をめぐる問題	0.7%	0.7%
	8 入学、点編入学、進級時の不適応	3.1%	1.3%
家庭	9 家庭の生活環境の急激な変化	2.6%	1.5%
	10 親子の関わり方	7.4%	7.6%
	11 家庭内の不和	1.6%	1.7%
	12 生活リズムの乱れ、あそび、非行	11.4%	6.9%
本人	13 無気力、不安	51.8%	8.9%
	14 該当なし	5.0%	-

### 令和5年度調査

複数回答 ※事実の有無を回答	
1	いじめの被害の情報や相談があった。
2	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。
3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。
5	学校のきまり等に関する相談があった。
6	転編入学、進級時の不適応による相談があった。
7	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。
8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。
9	生活リズムの不調に関する相談があった。
10	あそび、非行に関する情報や相談があった。
11	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。
12	不安・抑うつの相談があった。
13	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。
14	個別の配慮（13以外）について、求めや相談があった。

不登校の要因(令和4年度)	
学校に係る状況	20.3%
家庭に係る状況	11.6%
本人に係る状況	63.2%

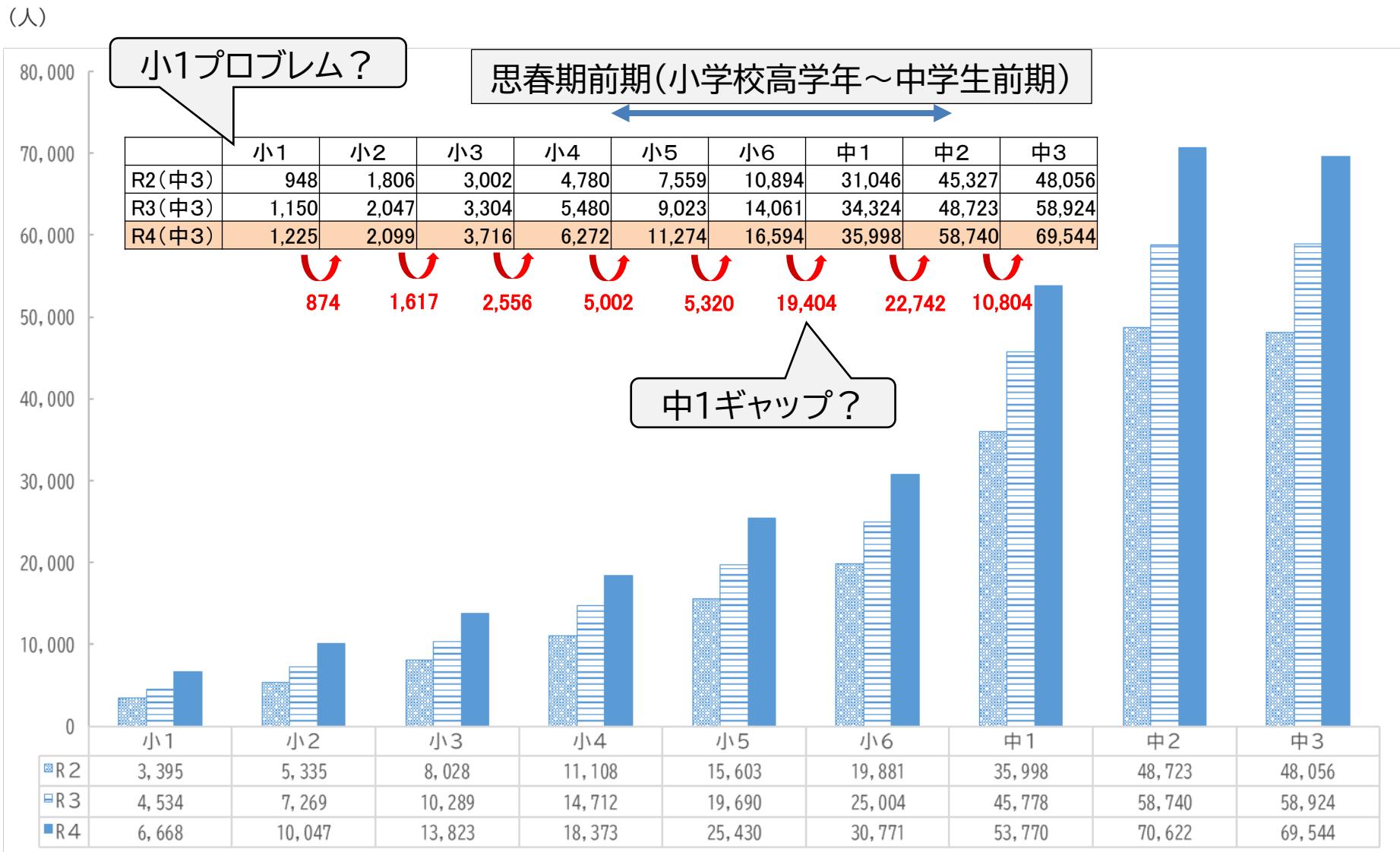
文部科学省が実施した調査研究において、象徴的なきっかけがない場合に「無気力・不安」を回答されやすい可能性が示唆された。



# 小・中学校における不登校の状況について

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

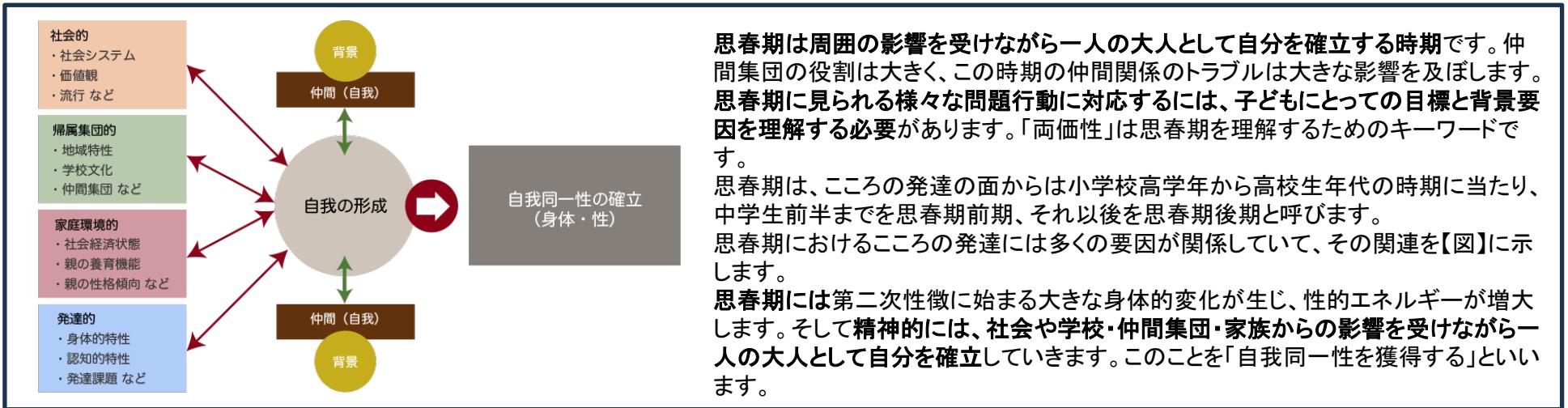
## 学年別不登校児童生徒数



# 思春期のこころの発達と問題行動の理解

清田 晃生

独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所  
児童・思春期精神保健部



## 1. 自立と仲間関係

思春期では親から自立したいという欲求が高まりますが、一方では親元から離れることの不安も感じます。その不安に対応するために、仲間と一緒に行動することで仲間から安心感を得ようとします。その結果、自立した行動をすることが可能となります。ですから仲間関係のトラブルはこの頃のこころの発達に重大な影響を及ぼします。中学生の不登校の理由として友人関係が大きなウェイトを占めるのもこのためです。

高校生頃になると、次第に「自分は自分、他者は他者」という感覚が育ち、自分と違う面を持つ他者を受け入れることが可能になります。これは自我同一性の獲得の基盤ができたことを意味します。

## 2. 思春期に見られる症状や問題行動の理解

思春期は、それまでの発達課題をやり直す時期です。思春期では様々な問題行動や身体的・精神的症状を示す子どもが少なくありませんが、これは子どもたちが課題をやり直す過程で現れたサインだと考えられます。例えばずっと「良い子」であった子どもが自主性(自律性と自発性)を獲得しようとしたとき、反動的に反抗的態度が強く出ることもあります。

こうした症状や問題行動に適切に対応するには、その子どもにとっての目標を理解することが大切です。そして背景にある諸要因を正しく理解していきます。不登校であれば、単に登校再開を目標とするのではなく、その子どもがどうなりたいと思っているのか、そしてそのために今できることは何かを聞くことが大切です。総合的な理解をせずに、単に問題行動や症状だけを治そうとしても上手くいきません。

## 3. 「両価性(アンビバレンツ)」について

両価性は思春期を考えるキーワードのひとつです。両価性とは、例えば些細なことで母親を罵ったり壁を殴ったりしていた子どもが、ほんの数分後にはベタベタと甘えた仕草を見せるといった、一見矛盾した態度のことを言います。

思春期は親からの自立と親への依存の間で揺れる時期なので、両価性が高まります。子どもが、その揺れを社会生活に支障がない範囲で収められるように支援することが周囲の大人の役割になります。子ども自身では十分に対応できず、不登校や身体症状などの形で現れてきた場合には「適切な対応」を学校や専門家と相談することが必要です。教育センターや保健所・児童相談所などは相談機関の情報を持っています。

子どもは、紆余曲折しながら成長していく存在です。周囲の適切な対応によって、彼らは健康な自我同一性を獲得し大人として社会へ出て行くことができます。

# ＜家庭・本人に係る状況＞

2

心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

01

1人1台端末を活用した

心や体調の変化の早期発見を推進

令和5年2月現在  
アプリ等を用いた把握を行っている市町村：

411

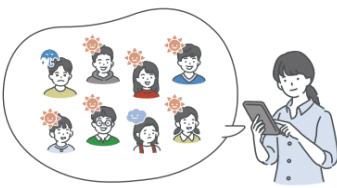
今後アプリ等の活用を検討している市町村：

580

子供たちの心身の状態の変化への気付きや相談支援のきっかけづくりを増やすため、毎日の健康観察にICTを活用します。

「チーム学校」による早期支援を推進

SOSをキャッチした後に、教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、学校医等が専門性を發揮して連携し、最適な支援につながることができるよう、スクーリング会議やケース会議の開催方法・支援方法を確立します。



思春期では親から自立したいという欲求が高まりますが、一方では親元から離れることの不安も感じます。その不安に対応するために、仲間と一緒に行動することで仲間から安心感を得ようとなります。その結果、自立した行動をすることが可能となります。ですから仲間関係のトラブルはこの頃のこころの発達に重大な影響を及ぼします。



不登校となる前に、「チーム学校」による支援を行います。「学校生活が辛い…」「先生に相談してもいいのかな?」などの感情を言葉で先生やカウンセラーに相談するのは勇気が必要ですが、1人1台端末を活用して、うまく表現できない小さなSOSに早期に気付くことができるようになります。また、関係者が一丸となり不登校の児童生徒の保護者を支援します。

思春期は親からの自立と親への依存の間で揺れる時期なので、両面性が高まります。子どもが、その揺れを社会生活に支障がない範囲で認められるように支援することが周囲の大人的役割になります。子ども自身では十分に対応できず、不登校や身体症状などの形で現れてきた場合には「適切な対応」を学校や専門家と相談することが必要です。

03

一人で悩みを抱え込まないよう  
保護者を支援

不登校の児童生徒の保護者が有益な情報を得られるよう、各教育委員会の相談窓口を整備し、教育支援センター、相談機関、保護者の会、フリースクール等に関する分かりやすい情報を提供します。



学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用するとともに、保護者の不安を和らげるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を支援します。

8

## ＜家庭・本人に係る状況＞

# 教育基本法が 新しくなりました。

昭和22年にこれまでの教育基本法が制定されてから約60年、教育をとりまく環境は大きく変わりました。

## 社会

- 科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、核家族化
- 価値観の多様化
- 社会全体の規範意識の低下など

## 家庭

- 教育力の低下
- 育児に不安や悩みを持つ親の増加など

## 学校

- いじめ・校内暴力などの問題行動
- 質の高い教員の確保など

## 地域社会

- 教育力の低下
- 近隣住民間の連帯感の希薄化
- 地域の安全、安心の確保の必要性など

## 子ども

- 基本的生活習慣の乱れ
- 学ぶ意欲の低下や学力低下傾向
- 体力の低下
- 社会性の低下、規範意識の欠如など

平成18年度 不登校児童生徒数

小学校23,825人 中学校103,069人  
〔参考〕令和4年度小学校105,112人 中学校193,936人



### 教育基本法の改正

「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念を明示しました。



知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間

公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民

我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人

の育成を目指します。

平成18年  
法律第120号  
平成18年12月15日成立  
同年12月22日公布・施行

## 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

すべての教育の出発点である家庭教育の重要性にかんがみ、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを新たに規定しました。

【具体的な取組例】  
家庭教育支援チーム

## 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

学校、家庭、地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力に努めるべきことを新たに規定しました。

【具体的な取組例】  
コミュニティスクール

# <学校に係る状況>

3

学校の風土の「見える化」を通して、  
学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

01

## 学校の風土を「見える化」

学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気を把握し、学校運営を改善します。このため、風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ示します。

学校で過ごす時間の中で  
最も長い「授業」を改善

02

子供たちそれぞれの良さや持ち物を生かし、みんなが活躍できる機会や出番がある授業づくりが行われるよう、不登校特例校の取組等も参考にしつつ、1人1台端末を活用した子供たち一人一人の学習進度や興味・関心等に応じた指導など、一方通行型でない、子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現し、それぞれが前向きに学べるようにします。

特に校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)では、一人一人の特性や能力、興味や関心に応じた柔軟な学習ができるようにします。

03

## いじめ等の問題行動 に対しては毅然とした 対応を徹底

こども家庭庁とも連携し、いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報する体制を構築します。

04

## 児童生徒が主体的に 参加した校則等の 見直しの推進

社会の変化等を踏まえた校則の見直し、校則のHPへの公表、ルール作り等へ、児童生徒が主体的に参加できるようにします。

主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの  
授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付けて、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする。

### 【主体的な学び】の視点

学年ごとに興味や関心が違う、自分のキャラクターの成長や達成感等が違う、発達段階によって興味が違う、自己の学習活動を振るうつて次につながる「主体的な学び」が実現できているか。



### 【対話的な学び】の視点

教員同士の会話、教職員や地域との対話、先生の考え方等手掛かりに考えるなどを通じ、自己の考え方を広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。



### 【深い学び】の視点

豊富・活発・深遠という学びの過程の中で、各教科等の特徴に応じて「見つかりえ方」を重視せながら、知識各相に連携付けてより深く理解し、繋げて、問題解決のための学びを実現して解説して解決策を考えたり、思いや考え方を基に創造したりすることにかかる「深い学び」が実現できているか。

05

## 快適で温かみのある 学校としての環境整備

子供たちが心地よい空間の中で学習・生活を行えるよう、快適で温かみのある環境にします。

明日また行きたい学校となるために、学校施設全体を学びの場として捉えた魅力ある環境にします。



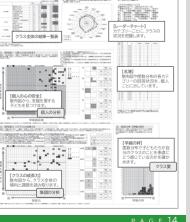
### 学校風土の把握とは

児童生徒がアンケート調査等に回答する。

- 自宅にいいところがあると感じます。
- 不登校や登校までの通学手段等で困っています。
- スマートフォン等で友達ともメールやSNS(LINEなど)でのやり取りをすることがあります。
- 毎朝朝食は手で取って吃っています。
- あなたのクラスではみんなが體験学習や他の仕事を負担をもっていますか。
- この学校で何が一番困っていることがありますか。
- 将来の夢や目標ありますか。

- 教職員の接遇等でややや考へ方に左右されず、エリテイングのある分析に基づいた対応方針を立てる。  
教育実績を評価し、修正する手立てとなる。
- いいじめの問題認知を早期に見出し、不登校を予防する等、困難を抱える児童生徒を早期に支援する手立てとなる。
- 児童生徒一人ひとりの身の回り、学校生活への安心感、複数の問題やSOS、学級や学年の問題や困りごとを分かち、
- 児童生徒の見えていないところや問題を発見できる。
- 児童生徒の意見が反映される手立てとなる。

クスノの概要  
出典:i-check(株式会社クスノ)



実施状況(令和5年2月時点児童生徒課調査)

学校では、学習が生徒にとって生活しやすい風土や雰囲気であるかを把握するための生徒に対するアンケート等を実施しています。



アングルツール例



- A: 全ての学年でアンケートを実施している  
B: プロトタイプを実施しているがわからない  
C: アンケートを実施していないがわからない  
D: アンケートを実施していない

- シグマ検査  
学校運営だけではなく、家庭、家庭・心の健康、個人の成長・発達等の問題を把握し、生徒の実態を把握・分析するツール。
- ASSESS  
評議会による個人、家庭、個人の成長・発達等の問題を把握し、生徒の実態を把握・分析するツール。

学校風土調査

エビデンスによる基づき  
児童生徒を本筋で  
評議会による個人、家庭、個人の成長・発達等の問題を把握し、生徒の実態を把握・分析するツール。

06

## 障害や国籍言語等の違いに 関わらず、色々な個性や意見を認め合う 共生社会を学ぶ場に



障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に充実した時間を過ごすための条件整備と併せて、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を整備するとともに、障害のある子供を担任だけでなく学校全体で支えられるようにします。

外国人の子供等が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できるよう、多様性を尊重しつつ、共に学び合える環境を整備します。

## 1. 令和元年10月25日付け通知について

不登校児童生徒への支援に対する文部科学省の基本的な考え方について、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知)においては、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」としているが、同通知はこの点のみを述べているものではないため、改めて同通知の基本的な考え方を周知する。

同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」と述べるとともに、「また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」としている。

加えて、学校教育の意義・役割として、「特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。」と記載している。

以上のように、同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。
- ・ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること。

等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、

- ・ 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること、
- ・ 既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること、

等を示しているものである。

## 2. 学校教育の意義及び在り方について

以上を踏まえ、学校及びその設置者においては、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組んでいただきたい。

その際には、児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくことが重要であり、例えば以下のような取組を実施いただきたい。

- ・児童生徒一人一人の学習進度や興味・関心等に応じて、ICTを一層活用しながら、教材や学ぶ方法等を選択できるような環境を整え、きめ細かな学習指導を行うなど、児童生徒の特性に合った柔軟な学びの実現に向けた授業改善を行うこと
- ・入学直後や学級・ホームルーム替えの時期をはじめ、年間を通じて、日々の授業や特別活動、朝の会・帰りの会等の教育活動全体の中で、他の児童生徒や教職員との人間関係の形成に資する活動を十分な時間をかけて丁寧に行うこと

加えて、

- ・児童生徒の教職員への信頼感や学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気について、各種ツールも用いてその把握に努め、関係者が共通認識を持ってその改善に取り組むこと
- ・いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報すること

学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力いただきたい。

## 3. 不登校の児童生徒や保護者への支援等について

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指した「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)(令和5年3月)」や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ(令和5年10月)」、様々な学びや相談の場を作り出していくことを示した「文部科学大臣メッセージ～誰一人取り残さない学びの保障に向けて～(令和5年10月)」も踏まえ、一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要である。学校及びその設置者は、教室に入れない児童生徒には校内教育支援センターを活用した学習の継続に、学校に登校できない児童生徒には教育支援センターを活用した学習支援等に取り組むとともに、児童生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設やNPO等との連携が必要となった場合にあっても、当該児童生徒の在籍校及びその設置者においては、関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要である。

あわせて、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し提供することが求められること。また、学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用していただきたい。

こうした取組を支援する観点からも、引き続き、文部科学省としては、教師を取り巻く環境整備を進めるため、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の待遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に推進することとしている。

# 参考資料



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

誰一人取り残されない  
学びの保障に向けた  
不登校対策

Comfortable,  
Customized and  
Optimized  
Locations of learning

# COCOLO プラン

令和5年3月



文部科学省

小・中・高等学校の不登校の児童生徒が急増し約30万人となりました。

その背景には、長引く新型コロナウイルスの影響等が指摘されますが、より根底には、子供たち一人一人の人格の完成や社会的自立を目指すための、学校や学びの在り方が問われているのだと考えます。

また、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が4.6万人に上ります。

私は、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指します。そして、子供たちに、「大丈夫」と思っていただけのよう、徹底的に寄り添っていきます。

このため、教育行政の責任者として、私は、

- 1 —— 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- 2 —— 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
- 3 —— 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していきます。

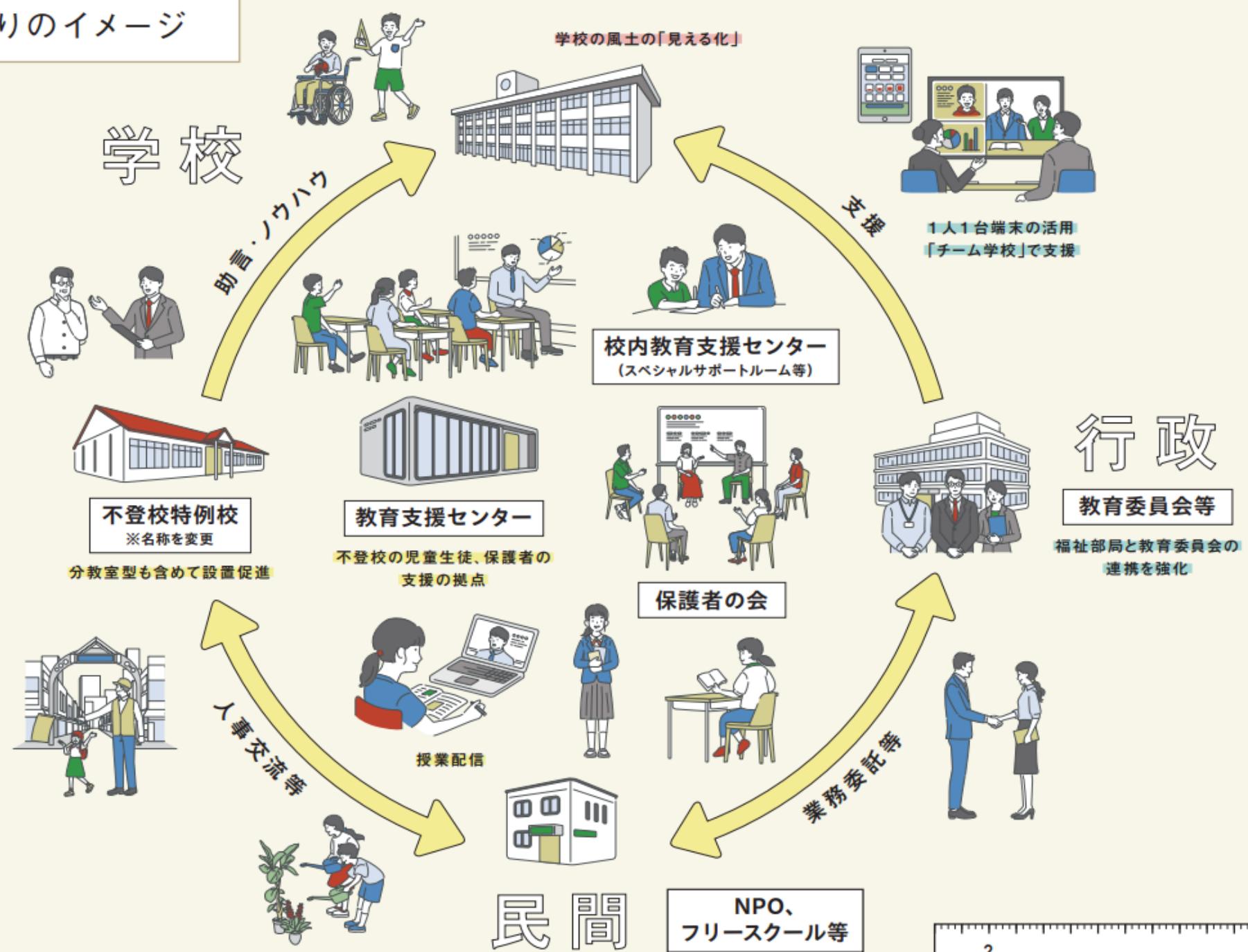
この考えの下、この度、このCOCOLOプランをとりまとめました。

今回のプランを実現するためには、行政だけでなく、学校、地域社会、各ご家庭、NPO、フリースクール関係者等が、相互に理解や連携をしながら、子供たちのためにそれぞれの持ち場で取組を進めることが必要です。

文部科学省では、支援が必要な子供たちが学びにつながれるようにすることと、全ての学校を誰もが安心して学べる場に変えることを、今すぐできる取組から速やかに実行していきます。必要な支援は子供たち一人一人の状況によって異なるため、こども家庭庁や地方公共団体、学校等とも連携して、一人一人に応じた多様な支援を行っていきます。

不登校となっても学びを継続し社会で活躍できるよう、私自身が先頭に立ち、子供の学びに携わる全ての関係者とともに、取り組んでまいります。

# つながりのイメージ



# 1

— P5

## 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

- ✓ 一人一人のニーズに応じた多様な学びの場 \* が確保されている  
\* 不登校特例校、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）、教育支援センター等、こども家庭庁と連携し多様な学びの場、居場所を確保
- ✓ 学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援につながることができる
- ✓ 学校に戻りたいと思った時にクラスを変えたり、転校したりするなど本人や保護者の希望に沿った丁寧な対応がされている



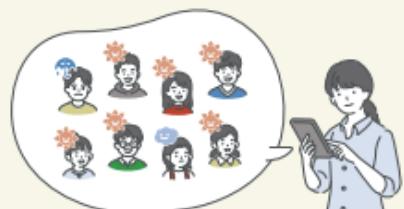
# 2

— P7

## 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

- ✓ 1人1台端末で小さな声が可視化され、心の不安や生活リズムの乱れに教師が確実に気付くことができる
- ✓ 小さなSOSに「チーム学校」で素早く支援することにより、早期に最適な支援につなげられている
- ✓ 教育と福祉等が連携し、子供や保護者が必要な時に支援が行われる\*

\* こども家庭庁と連携し自治体の教育部局と福祉部局等の連携・協働を強化



# 3

— P9

## 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

- ✓ それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、みんなが活躍できる機会や出番がある
- ✓ トラブルが起きても学校はしっかり対応してくれる安心感がある
- ✓ 公平で納得できる決まりやルールがみんなに守られている
- ✓ 障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある



これらの取組を実効性あるものにするために、

- ✓ エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施、
- ✓ 学校における働き方改革の推進、
- ✓ 文部科学大臣を本部長とする  
 「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置を行います。

— P11

## 実効性を高める取組

# 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

## 01

### 不登校特例校の設置を促進

令和5年2月現在 不登校特例校： 21校  
設置していないが設置を検討している市町村： 379

早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校を目指します。このため、設置事例や支援内容等について全国に示すとともに、都道府県が域内の設置状況を踏まえ積極的な役割を果たすことを明確にします。

人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化するとともに、他の学校の児童生徒へのオンラインを活用した相談支援、他の学校への助言やノウハウの普及を行います。

「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立った相応しいものとします。  
※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。



## 02

### 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置を促進

令和5年2月現在 全ての学校に設置している市町村： 228  
設置している学校がある市町村： 1015

自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を学校内に設置します。

自分のクラスとつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

## 03

### 教育支援センターの機能を強化

令和5年2月現在 単独で設置している市町村： 1147  
他の自治体と共同設置している市町村： 126  
設置していないが設置を検討している市町村： 134

不登校の児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちが様々な学びの場や居場所につながることができるよう、地域の拠点としての教育支援センターに求められる機能や役割を明確化します。

民間のノウハウを取り入れた不登校の児童生徒への支援が行えるよう、業務委託や人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化します。

より広域の子供たちや保護者につながれるよう、オンラインによる支援機能を強化するとともに、在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。  
併せて、不登校の児童生徒への支援におけるメタバースの活用について、実践事例を踏まえた研究を行います。

## 03



学校は様々な学びを得られる場所ですが、不登校は誰にでも起こり得ることです。仮に不登校になったとしても、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるようになります。このため、不登校の児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとともに、教育支援センターが地域の拠点となって、ICTや民間のノウハウ等も活用しながら、子供たちや保護者に必要な支援を届けます。

## 高等学校等においても 柔軟で質の高い学びを保障

高等学校の全日制・定時制課程においては、不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるよう柔軟で質の高い学び方を可能とし、通信制課程においては、どの学校においても、社会的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けられるようにします。また、高等専修学校においても「学びのセーフティネット」の取組を進め、これを周知します。

オンラインカウンセリングにより高等学校等の生徒を支援します。

高等学校等進学後も必要な支援が円滑に引き継がれるよう「児童生徒理解・支援シート」を活用して、組織的・計画的に支援します。

## 04

## 05

### 多様な学びの場、 居場所を確保

学校に戻りたいと思った時に、本人や保護者の希望や状況に応じて、クラスを変えたり、転校したりすることについて丁寧な相談が行われるようにします。

希望すれば、1人1台端末を活用して、自宅をはじめとする多様な場を在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

社会的自立に向けて連続した学習ができるよう、学校や教育委員会とNPOやフリースクール等との連携を強化します。

こども家庭庁とも連携し、身近な地域で、人とつながり、学びに向かう土台づくりや様々な体験活動ができるよう、学校や家庭以外の多様な居場所づくりを広げます。

不登校の児童生徒の学びの場として、夜間中学を活用するとともに、多様な居場所として公民館、図書館等の社会教育施設を活用します。



# 2

## 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

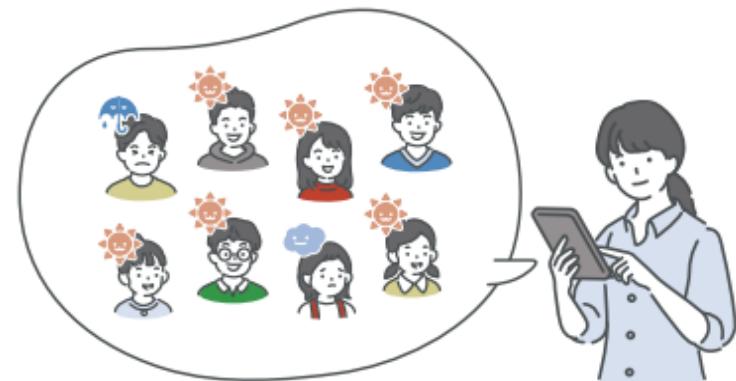
### 01

#### 1人1台端末を活用した 心や体調の変化の早期発見を推進

令和5年2月現在 アプリ等を用いた把握を行っている市町村： 411  
今後アプリ等の活用を検討している市町村： 580

子供たちの心身の状態の変化への気付きや相談支援のきっかけづくりを増やすため、毎日の健康観察にICTを活用します。

子供たちが自分の心や体に向き合うきっかけを作るとともに、子供や保護者が相談したいことがあるときにワンタッチで教師やスクールカウンセラーにつながることができるようになります。



### 02

#### 「チーム学校」による早期支援を推進

SOSをキャッチした後に、教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、学校医等が専門性を発揮して連携し、最適な支援につなげができるよう、スクリーニング会議やケース会議の開催方法・支援方法を確立します。

自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた環境の中で自分に合ったペースで学習・生活できるようにします。

こども家庭庁とも連携し、子供たちと保護者を包括的に支援するため、必要な福祉部局と教育委員会の持つ子供のデータを連携し関係者で共有します。また、部局間の人事交流や併任発令を促すことにより、福祉部局と教育委員会の連携を強化します。



不登校となる前に、「チーム学校」による支援を行います。「学校生活が辛い…」「先生に相談してもいいのかな?」などの感情を言葉で先生やカウンセラーに相談するのは勇気が必要ですが、1人1台端末を活用して、うまく表現できない小さなSOSに早期に気付くことができるようになります。また、関係者が一丸となり不登校の児童生徒の保護者を支援します。

## 03

### 一人で悩みを抱え込まないよう 保護者を支援

不登校の児童生徒の保護者が有益な情報を得られるよう、各教育委員会の相談窓口を整備し、教育支援センター、相談機関、保護者の会、フリースクール等に関する分かりやすい情報を提供します。

学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用するとともに、保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を支援します。



# 3

## 学校の風土の「見える化」を通して、 学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

### 01

#### 学校の風土を「見える化」

学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気を把握し、学校運営を改善します。このため、風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ示します。

不登校特例校、NPO、フリースクール等の取組も参考に、自己肯定感を育み安心して学べる学校をつくります。

### 03

#### いじめ等の問題行動 に対しては毅然とした 対応を徹底

こども家庭庁とも連携し、いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報する体制を構築します。

#### 学校で過ごす時間の中で 最も長い「授業」を改善

### 02

子供たちそれぞれの良さや持ち味を生かし、みんなが活躍できる機会や出番がある授業づくりが行われるよう、不登校特例校の取組等も参考にしつつ、1人1台端末を活用した子供たち一人一人の学習進度や興味・関心等に応じた指導など、一方通行型でない、子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現し、それぞれが前向きに学べるようにします。

特に校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）では、一人一人の特性や能力、興味や関心に応じた柔軟な学習ができるようにします。

### 04

#### 児童生徒が主体的に 参加した校則等の 見直しの推進

社会の変化等を踏まえた校則の見直し、校則のHPへの公表、ルール作り等へ、児童生徒が主体的に参加できるようにします。



学校の風土と欠席日数の関連を示す研究データもあります。自ら学びたくなる授業や、一人一人に合った個別最適な学び、学校のルール作りに子どもたちが主体的に参加すること…学校改革はまだその途上ですが、子どもたちの声を聞きながら学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにすることにより、学校をみんなが主役になって、みんなが安心して学べる場所にします。

# 05

## 快適で温かみのある 学校としての環境整備

子どもたちが心地よい空間の中で学習・生活を行えるよう、快適で温かみのある環境にします。

明日また行きたい学校となるために、学校施設全体を学びの場として捉えた魅力ある環境にします。



# 06

## 障害や国籍言語等の違いに 関わらず、色々な個性や意見を認め合う 共生社会を学ぶ場に

障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に充実した時間を過ごすための条件整備と併せて、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を整備するとともに、障害のある子どもを担任だけでなく学校全体で支えられるようにします。

外国人の子ども等が自らの「長所・強み」を活用し可能性を發揮できるよう、多様性を尊重しつつ、共に学び合える環境を整備します。

# 実効性を高める取組

01

## 不登校の児童生徒が学びや 必要な支援につながっているかを把握

不登校の児童生徒の数だけではなく、一人一人の児童生徒が不登校となった要因、どのような学びにつながっているか、不登校傾向の児童生徒の規模等を分析・把握するため、「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査内容の見直しを行います。

特に、不登校で学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒の学びの状況等を把握し、必要な支援につなげます。

不登校の児童生徒やその保護者が将来に見通しを持てるよう、不登校の児童生徒本人に対する継続的な実態調査を実施します。

02

## エビデンスに基づき、ケースに応じた 効果的な支援方法を確立

1人1台端末のデータを用いた早期発見や効果的な対応方法の事例を蓄積し、専門的知見とエビデンスに基づき、ケースに応じた支援の在り方を確立します。

03

## 学校における 働き方改革を推進

教職員定数の改善や支援スタッフの配置、学校DXの推進、学校・教師の業務の役割分担や適正化等を通じた学校における働き方改革の推進により、教師が子供に接する時間を確保します。

04

## 文部科学大臣を本部長とする 推進本部を設置

本プランを公表後、運用改善等で取り組めるものから直ちに取り組みます。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を文部科学省に設置し、こども家庭庁の参画も得ながら、本プランの進捗状況を管理するとともに、取組の不断の改善を図ります。

# 関連の用語

## 不登校特例校

学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校（小・中・高等学校等）のことです。

## 教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行ってくれる場所です。  
市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料です。

## 校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のことです。  
児童生徒のベースに合わせて相談に乗ってくれたり学習のサポートをしてくれたりします。

## スクールカウンセラー

児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法など心に関する授業を行う心理の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。  
臨床心理士などの資格を持っている方が多いです。

## スクールソーシャルワーカー

児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。  
社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている方が多いです。

## チーム学校

教師と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を持つ職員が、一つのチームとして連携・分担して児童生徒の支援等にあたるとともに、学校と地域・関係機関とが連携・協働して、社会全体で支援を充実させていくことが求められています。

# 学校風土の把握とは

cocolo  
くろん  
3

学校の風土の「見える化」を通して、  
学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

児童生徒がアンケート調査等に回答する。

(質問例)

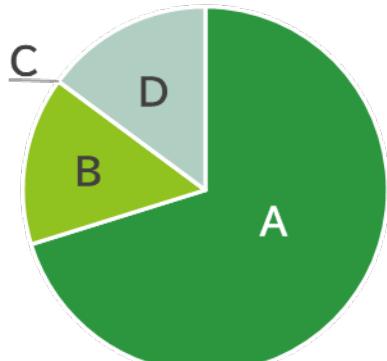
- ・自分にはいいところがあると思いますか。
- ・不安や悩みを相談できる先生はいますか。
- ・スマートフォン等で友だちとメールやSNS(LINEなど)でのやり取りをすることがありますか。
- ・睡眠時間は平均してどのくらいですか。
- ・あなたのクラスではみんなが掃除当番や係の仕事を責任をもってしていますか。
- ・SNS上で仲間外れにされたり、ひどいことを書かれたことがありますか。
- ・将来の夢や目標はありますか。
- ・授業中、難しい、ついていけないと不安になることはありますか。



- ・教職員の経験年数や考え方等に左右されず、エビデンスのある分析に基づいた対応方針を立てることができる。
- ・教育実践を振り返り、修正する手立てとなる。
- ・いじめ等の諸課題を早期に発見し、不登校を予兆する等、困難を抱える児童生徒を早期に支援することにつながる。
- ・児童生徒一人ひとりの心身の状況、学校生活への安心感、喫緊の課題やSOS、学級や学年の雰囲気や傾向が分かる。
- ・児童生徒の見えていなかった長所や得意を発見できる。
- ・児童生徒が抱える課題の詳細が分かり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等との連携につながる。

## 実施状況（令和5年2月時点 児童生徒課調べ）

学校では、学校が生徒にとって生活しやすい風土雰囲気であるかを把握するための生徒に対するアンケート等を実施していますか。



- A : 全ての学校でアンケート等を実施している  
(学校や教育委員会独自作成のものも含む)  
B : アンケート等を実施している学校がある  
C : アンケート等を実施している学校はない  
D : 教育委員会では把握していない

## アンケートツール例

### Q-U/hyper-QU

子どもの満足感や意欲、集団の雰囲気などを把握し、いじめ・不登校対策や学力向上等に活用できる。

### i-check

「レーダーチャート」「散布図」等で、学年やクラスの状況を視覚的に把握。教科学力とのクロス集計も可能。

### ASSESS

学習状況や友人関係、本人のソーシャルスキルなど、6領域学校環境適応感尺度で構成されたシートを活用できる。

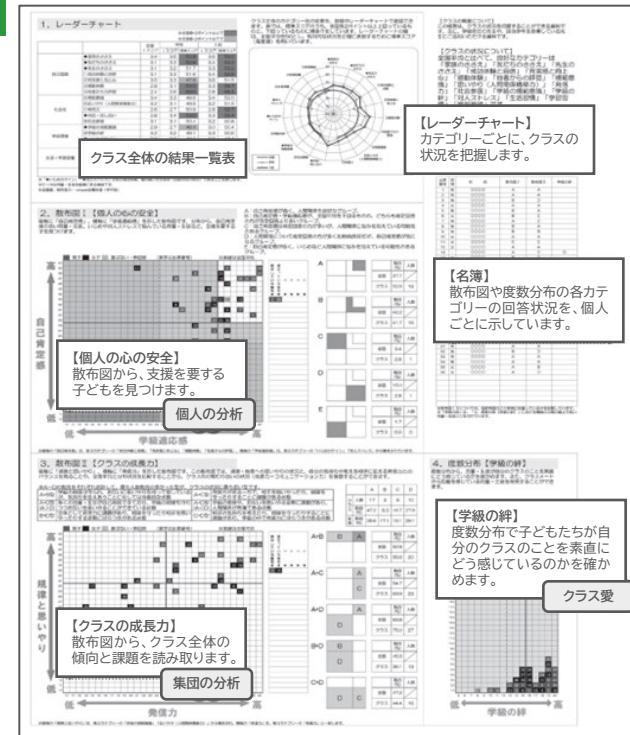
### シグマ検査

学校生活だけではなく、学習・家庭・心身の状態を多面的に調査し、生徒の実態を詳細かつ的確に分析する。

### 学校風土調査

エビデンスに基づき学校風土を4側面で評価する。課題と強みを明らかにできるWeb調査ツール。

## クラスの概要



出典:i-check(東京書籍株式会社)

# 1人1台端末を活用した自殺リスク等の早期発見・早期対応の実現に向けて（取組例）

- **1人1台端末を活用**して、児童生徒が日々のストレスや心身の変化を把握。悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見とともに、SOSを発信しやすい仕組みを構築し、危機的状況に陥っている児童生徒を自殺リスクが高まる前に支援に繋ぐ仕組みを構築。

## 千葉県教育委員会×千葉大学 子どもみんなプロジェクト

- ✓ 児童生徒へのwebストレスチェックを通じて、心身の状況を把握、担任教諭等にフィードバックし、早期発見、支援に



- ストレスチェックの結果は児童生徒や保護者にもフィードバックし、ストレスへの気付きを促す
- 児童生徒や保護者からwebで相談等も可能

### ＜児童生徒へのストレスチェックの具体例＞ (労働安全衛生法に基づく職場のストレスチェックを参考に)

1

最近のあなたの気持ちや体の調子についてうかがいます。下の各文章を読んで、自分にもっともよくあてはまると思うところの数字1つを○で囲んでください。

	全然あてはまらない	よくあてはまる
1 悲しい気分だ。	0	1
2 怒りっぽくなる。	0	1
3 いろいろなことに自信がない。	0	1
4 何となく心配だ。	0	1

2

あなたは、ここ2か月間のうちに、下に書いてあるようなことが、どのくらいありましたか。下の各文章を読んで自分にもっともよくあてはまると思うところの数字1つを○で囲んでください。

	全然なかった	よくあった
1 自分は悪くないのに先生にしかられる。	0	1
2 友だちから暴力をふるわれる。	0	1
3 授業の内容がよくわからない。	0	1
4 進路希望を変えるように言われる。	0	1

3

あなたは、まわりの人たちが、ふだんどのくらいあなたの助けになってくれていると感じていますか。下の質問について、それぞれの人のもっともよくあてはまると思うところの数字1つを○で囲んでください。ただし、あてはまる人がいない時にはそこの所だけとばして答えてください。

	ちがうと思う	きっとそうだと思う
1 あなたが元気がないと、すぐに気づいて、はげましてくれる。 a 親の場合 b 担任の先生の場合 c 友だちの場合	0 1 2 3	
2 あなたが何か失敗しても、そっと助けてくれる。 a 親の場合 b 担任の先生の場合 c 友だちの場合	0 1 2 3	

## 早期発見、早期対応

- ✓ 高ストレスの児童生徒を早期発見し、SC・SSW等とも連携しつつ、カウンセリング等を通じて支援
- ✓ 必要に応じて、医療機関や児童相談所等の関係機関の支援につなげる



## 学校の風土や体制の改善に活用

- ✓ 各学校の集団ごとに集計、分析し、各学校へフィードバック。各学校における風土改善等を促す。
- ✓ 教育委員会が各学校の児童生徒の心身の状況を把握できるようになり、人員等のリソースの調整や充実に活用



日々の児童生徒の心身の状況を把握とともに、児童生徒が発するSOSを察知

児童生徒のメンタルヘルスの悪化を早期発見し、問題行動の前から積極的に支援

日々のデータを分析することで、科学的根拠に基づく不登校や自殺などの予防的指標や問題行動が起こりやすい学校風土の検討に

# 現行学習指導要領の考え方



## 新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

### 何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

#### 「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

### 何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の  
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

### どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成  
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び

（この箇所は、元の図では斜線で隠されている）



「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日中央教育審議会）<抄>

## 第7章 どのように学ぶか – 各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実 –

### 2. 「主体的・対話的で深い学び」を実現することの意義

（「主体的・対話的で深い学び」とは何か）

○ 「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、特定の指導方法のことでも、学校教育における教員の意図性を否定することでもない。人間の生涯にわたって続く

「学び」という営みの本質を捉えながら、教員が教えることにしっかりと関わり、子供たちに求められる資質・能力を育むために必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことである。

○ (略)

○ これら「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の三つの視点は、子供の学びの過程としては一体として実現されるものであり、また、それぞれ相互に影響し合うものであるが、学びの本質として重要な点を異なる側面から捉えたものであり、授業改善の視点としてはそれぞれ固有の視点であることに留意が必要である。単元や題材のまとめりの中で、子供たちの学びがこれら三つの視点を満たすものになっているか、それぞれの視点の内容と相互のバランスに配慮しながら学びの状況を把握し改善していくことが求められる。



「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにする。

## 【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。



主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び

学びを人生や社会に  
生かそうとする  
学びに向かう力・  
人間性等の涵養

生きて働く  
知識・技能の  
習得

未知の状況にも  
対応できる  
思考力・判断力・表現力  
等の育成



## 【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。



## 【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

# 個別最適な学びと協働的な学び



個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

## 指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、
  - ・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
  - ・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う
- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

## 学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

## ②協働的な学び

それぞれの学びを一体的に充実し  
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す

### 事例① 天童市立天童中部小学校(山形県)の取組

学校教育の柱は「授業」。全体の8割は仲間と教師で創り上げる授業を行い、残りの2割でマイプラン学習とフリースタイルプロジェクトを進める。

### MP(マイプラン)学習～単元内自由進度学習～

・子供たちが、自分で学ぶ計画を立て、学習を振り返り、計画を修正しながら学びを進める



### 事例① 天童市立天童中部小学校(山形県)の取組

## FSP(フリースタイルプロジェクト)～個人総合、個人研究～

・学習方法に加えて、学習内容も子供たちが決める、相談して進める



## 事例② 広島県廿日市市立宮園小学校の取組

「学習計画表」に基づいて自分のペースで教科内容を学び進める自由進度学習を実施。教師は子供たちの自立した学習が成立するように、学習材や学習環境を整える。

算数と理科を合科的に進めるために、計画表にまとめて掲げている。

学ぶ順序を自分で選  
できるようにしている

## 事例② 広島県廿日市市立宮園小学校の取組

学習環境の工



### 事例③ 春日井市(愛知県)の取組

1人1台のICT端末を効果的に活用し、同じ教室の中で様々な形態の学びを実践するとともに、師が学習ログ収集・分析することで、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実。

同じ教室の中においても、1人で学習を進める児童、ペアで学習を進める児童、グループで学習を進める児童があり、様々な形態の学びが行われている。



### 事例③ 春日井市(愛知県)の取組

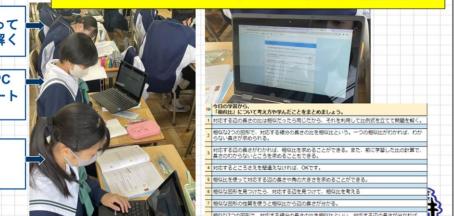
生徒一人一人が最適な方法を選択  
& 一人一人の学びの様子を把握

教科書使  
い=トに

教科書と

### に解く

学習を  
振り返る



100% of the time, the system is up and running.

ご清聴ありがとうございました。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN